

鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成11年条例第28号）新旧対照表

※下線部は改正部分

現 行	改 正 案	備 考																												
<p>第11条 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第4条又は第5条第1項の規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)<u>一</u>における当該建築物の建築主</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="114 833 1012 930"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>す</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条、第5条、第6条、第6条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="114 1249 1012 1388"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計画区域</th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ウ</th> <th>エ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築してはならない建築物</td> <td>建築物の</td> <td>建築物の外壁等の面からの道路境界線又は隣地境界線</td> <td>建築物の</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	略	す	計画区域	ア	イ	ウ	エ	建築してはならない建築物	建築物の	建築物の外壁等の面からの道路境界線又は隣地境界線	建築物の	<p>第11条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>第5条第1項の規定に違反した場合(前号に規定する場合を除く。)</u>又は第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1041 833 1939 1153"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>す</td> </tr> <tr> <td>吉野第二地区地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画吉野第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条、第5条、第6条、第6条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="1041 1249 1939 1388"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計画区域</th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ウ</th> <th>エ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築してはならない建築物</td> <td>建築物の</td> <td>建築物の外壁等の面からの道路境界線又は隣地境界線</td> <td>建築物の</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	略	す	吉野第二地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画吉野第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	計画区域	ア	イ	ウ	エ	建築してはならない建築物	建築物の	建築物の外壁等の面からの道路境界線又は隣地境界線	建築物の	<p>敷地面積の最低限度に係る罰則の対象者を変更。</p> <p>吉野第二地区の地区整備計画区域を追加。</p>
名 称	区 域																													
略	す																													
計画区域	ア	イ	ウ	エ																										
	建築してはならない建築物	建築物の	建築物の外壁等の面からの道路境界線又は隣地境界線	建築物の																										
名 称	区 域																													
略	す																													
吉野第二地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鹿児島都市計画吉野第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																													
計画区域	ア	イ	ウ	エ																										
	建築してはならない建築物	建築物の	建築物の外壁等の面からの道路境界線又は隣地境界線	建築物の																										

	敷地面積の最低限度	までの距離の最低限度			高さの最高限度
		(ア)	(イ)	(ウ)	
		区分	数値	適用の除外	
略					す

	敷地面積の最低限度	までの距離の最低限度			高さの最高限度
		(ア)	(イ)	(ウ)	
		区分	数値	適用の除外	
略					す

吉野第二地区地区整備計画区域	沿道サニビス地区A	次に掲げる建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売				15メートル
----------------	-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--------

吉野第二地区の地区整備計画区域を追加。

		<u>所、場外車券売場その他これらに類するもの</u> <u>(5) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるもの</u>					
公共公益関連地区	<u>次に掲げる建築物</u> <u>(1) 店舗、飲食店及び事務所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</u> <u>(2) ホテル又は旅館</u> <u>(3) ボーリング</u>					<u>15</u> <u>メー</u> <u>トル</u>	

	<u>場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設</u>					
<u>沿道サニビス地区B</u>	<u>店舗、飲食店及び事務所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</u>					<u>15</u> <u>メー</u> <u>トル</u>